

Title	「公告布達字辨」「刑法知罪法改正假名字引」
Sub Title	Ofure no jibiki : a glossary to a governmental circular notice keihou chizaihou kanajibiki : a dictionary of criminal-law terms
Author	関場, 武 (Sekiba, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1999
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.77, (1999. 12) ,p.18- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	井口樹生, 高山鉄男両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0018">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0018</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「公告布達字辨」「刑法治罪法正改假名字引」

関場 武

井口樹生氏には、小生の良き先輩として、様々な場で適切かつ温かい御助言と御指導を頂いた。氏の人柄の善き器量の良き度量の大きさに、何度援けられ心暖まる思いをしたであろうか。時移り日めぐり、今、その井口氏が目出たく定年を迎えられるところとなり、我ら一同、論文を献呈すべき廻り合わせとなった。しかし、悲しい哉、近時起った事情がその時間的余裕を与えてくれない。よって、如何ともし難く、手近にある資料の粗雑な紹介と相成り、またまた温厚な同氏に甘えることとなってしまった。何卒御寛恕の程を、そして何卒末長く御健勝の程を。

## 一、「公告布達字辨」

今、手許に「おふれのじびき公告布達字辨」(コウコクフタツジベン)という、刷り物が五枚ある。次頁の図1に見る如く、上方に題名を出し、欄外右上に刊行年月、左に近刊予告と板元を示す形式で、匡郭内を界線で四段に分け漢語を立て、右に片仮名で振り仮名、下に意味等を割り註風に簡単に記すのが基本型となっている。板元は大阪瓦町二丁目の杉浦利兵衛、



編輯・訓点者は大阪府平民の伴源平、定価は第四輯によれば壹錢五厘。和紙、木版刷りで、大きさはタテ約二六・五、ヨコ約三七・五厘、今のA3判にはほぼ相当する。以下各輯毎に分けて、その特徴・内容等を記す。

【第一輯】題名 上部飾り枠内に右から「公ウ告コ布フ達ツ字ジ辨ン」 第一輯」と出し、その上に「おふれのじびき」と記す。明治九年九月出版御届済。左上欄外に「これに洩しハ追々出版」とあり。管轄シハイヌルトコロ、出訴ウツタヘイヅル、官許オカミノオユルシ典賣シチニイレウル、負債シヤクキンまでの二字熟語八八、地方官ソノトコロノオヤクニン諸簿冊イロく、チャウまでの三字熟語七、合計九五語。

【第二輯】題名のうち「辨」の振り仮名「べ」のみ。明治九年九月出版御届、同十月發兌。右上方に「二輯」の矩形印、左上に「第三輯四輯近日出版」とあり。當省コノヤクシヨ、支廳オヤクシヨノワカレ、宦舎オカミノイへ説得トギサトス、添書ソヘガキ、保證ウケアフシヨウモンまでの二字熟語八八、秩禄公債フチダカノオカミノカリ、身幹尺度カラダノタケ鐵道線路ジャウキシヤミチ、巡邏査官オマワリまでの四字熟語六、それに隨々并までの單字八の、合計一〇二語（注付は九四語）。

【第三輯】明治九年十一月出版。右上方に「明治九年九月御届」の丸印、左上に「第四輯第五輯近日出版」とある。國法クニノオキテ、分轄ソレくノシハイシヨ、官費オカミノイリヨウ出頭マカリデル、代理カハリヤクまでの二字熟語九二、人心動揺ヒトノキガウゴク、前非悔悟サキニシタアクジラクヤム、位置形状スヘオクカタチの四字熟字三、多し準までの單字七、合計一〇二語（注付は九五語）。

【第四輯】題名は「コウコク」以下の片仮名の振り仮名無し。明治九年十一月發兌。右上方に第三輯と同じ丸印。左上に「第五輯近刻」とあり。長官オモキヤクニン、聴訟クジヲサバク、自今イマヨリ劍戟カタナヤリ、傷害キ

ツツケソコナフまでの二字熟語八八、事情紛紜<sup>ジシヤウブンケン</sup>、コトノワケガワカラヌ<sup>ホゼヨサイサウ</sup>捕魚採藻、ウヲ、トリモヲトルまでの四字熟語四、それに三字熟語が佛郵船<sup>フツイウセン</sup>、フランスノヒキヤクセン、可不可<sup>カフ</sup>ヨシアシの二、単字が凡<sup>スベテ</sup>速<sup>スミヤカ</sup>の七、合計一〇一語（注付は九四）。

【第五輯】明治九年九月出版御届、同十年一月發兌。左上に「追々出版并ニ掌中本近刻」とあり。二字熟語が行啓皇<sup>キヤウケイ</sup>后サマ御出、豫定<sup>ヨテイ</sup>アラカジメサダメル、課税<sup>クセ</sup>ワリツケゼイ<sup>ク</sup>教育<sup>キヨウイク</sup>ヲシヘソダテル、不審<sup>フシン</sup>ハツキリセヌの八〇語、三字熟語が所畜牛<sup>シヨクウキウ</sup>カフテアルウシ<sup>ステンシヨ</sup>停車場、ジヨウキシヤノテイリスルトコロの八語、四字熟語が一年四回<sup>イチネンシクワイ</sup>イチネンノウチシヘント云<sup>クワンコクヘイシヤ</sup>官國幣社<sup>クワンコクヘイシヤ</sup>クワンヘイノヤシロコクヘイノヤシロの六語、それに単字が譚<sup>セメ</sup>越<sup>コシ</sup>の七の合計一〇一語（注付は九四）。

明治期の漢語辞典は「布令字弁」（初篇・明治元年一月刊 知足編）や「新令字解」（慶応四年六月刊 荻田嘯編）をその早いものとする。その書名に「布令」とか「新令」を冠しているように、これらは「太政官日誌、行在所日誌及び周旋家応酬ノ語中ニツキ抄出」（「新令字解」凡例）したもので、以後の漢語辞典はその材料を法令や新聞等の中に見出して行くことになる。この「公告布達字辨」はその流れを汲むものである。イロハ順や部首分類の配列方式を採らず法令・通達の本文順に據る様式は、このての辞典の嚆矢とも言うべき「内外新報字類」（慶応四年五月頃刊）と同じである。上記「布令字弁」「新令字解」は共に大阪の大野木市兵衛、松村九兵衛、柳原喜兵衛の刊であるが、同じ大阪版で「公告布達字辨」と同形式の一枚刷りのものとなると、番付的なスタイルを採る(イ)「漢語和解一覽」(ロ)「漢語和解後編」<sup>編</sup>をあげることができる。(イ)は明治九年二月、南久寶寺町通心齋橋筋西へ入田中安次郎板で、藤野貞造の編。中央の柱の部分に「文明開化」以下「會計」<sup>くわいけい</sup>までの一七語を掲げ、東西（左右）四段に各々九五語ずつ、一九〇語、総計で

二〇七語を出す。四字熟語は「文明開化」一語のみ、三字は「原告人」「被告人」の二語のみで、「發明 みひらく」「展覧 みくらべ」、「舊幣 ふるきわるいくせ」」「繁殖 しげくふえる」といった具合に他はすべて二字熟語である。また(四)は、明治九年三月、同じく田中安次郎の板で(住所表示が「大阪府下第一大區廿三小區南久宝寺町三丁目」と変更になっている)編者名の記載なし。中央柱に「新聞」以下八語をあげ、左右五段に「濫觴 はじまり」」「活板、うへじばん」、「演武 ふげいのけいこ」」「發兌 うりだす」の各八八語、計一七六語、総計で一八四語を出す。四字熟語が四、三字が一で、他はすべて二字のものである。「公告布達字辨」との関連は不明であるが、(一)(四)とも刊記と版元名が欄外右左にあり、(四)の左上には「これニ洩たるハ追々後編ニ出ス」とあること、大阪版であること、表題が上部にあること等を勘え合せると、かかる様式は番付類に普通なので特定はできないが、(一)(四)の刺激を受けてこの「公告布達字辨」は編纂されたものと思われる。

## 二、「刑法治罪法改正假名字引」

この書は数多くある刑法・治罪法(明治一三(一八八〇)年制定)に関する註解書の一つで、検索の便を図って条目中の語句によりイロハ順に配列したものである。「字引」と称する所以はそこに在る。以下書型の概要を記す。

中本一冊。表紙 黄色地紙に紗綾形模様空押し、竪一七・八、横一一・八糎。題簽 表紙左肩、子持ち枠付短冊形白紙に「刑法假名字引全」と記す。竪一二・八、横二・八糎。前見返し 紅色紙。子持ち枠匡郭内に更に枠を作り、重線で竪に三ツ割にし、中央に「改正假名字引全」と大きく出し、右欄に「官許 刑法治罪法」、左欄に「明治十五年従一月一日」と記す。これは図2に出した袋と同体裁である。(なお、袋には「定價貳拾錢」の小型矩形印が捺されている)

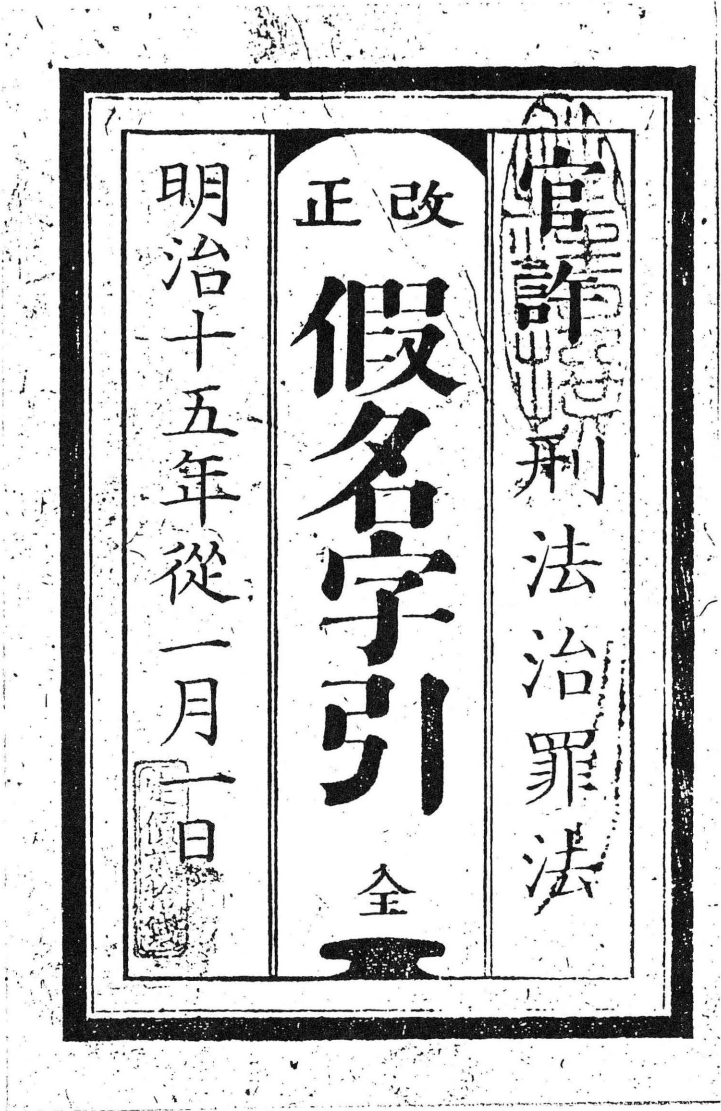


図2 「刑法治罪法<sup>改正</sup>假名字引」・袋

徒の逃<sup>に</sup>去<sup>り</sup>と致<sup>し</sup>たる時ハ一等

○<sup>二</sup>第

二百五十八條

公然<sup>まぎら</sup>攘<sup>を</sup>擧<sup>げ</sup>の罰

行<sup>は</sup>と為<sup>り</sup>たる者ハ三圓以上三

○<sup>三</sup>第

三百五十二條

十六歳<sup>に</sup>満<sup>ち</sup>ざ

る男女<sup>の</sup>淫<sup>ら</sup>行<sup>を</sup>と衛<sup>を</sup>誘<sup>ひ</sup>て媒<sup>を</sup>合<sup>は</sup>したる者ハ一月以上六月以下

○<sup>四</sup>第

圓以下の罰金と附加<sup>せ</sup>る

の重禁銅<sup>に</sup>處<sup>せ</sup>と二圓以上二十

圓以下の罰金と附加<sup>せ</sup>る

他<sup>の</sup>需用<sup>の</sup>植物<sup>を</sup>毀<sup>損</sup>したる者

○<sup>五</sup>第

銅<sup>に</sup>處<sup>せ</sup>三圓以上三十圓以下

の罰金<sup>に</sup>處<sup>せ</sup>る

同 31ウ・32オ

る。内題 ナシ。版心 上部黒魚尾、二重の界線を

置いて下方に丁付。書名等はナシ。丁付 一、六、七

一、七二、八、三十八。丁数 三八丁半。匡郭 単

辺、豎約一五・一、横約九・五糎。八行、字数不等。

刊記 終丁才匡郭内右方に界線を置き「出版／御届

明治十四年／十二月十八日 編輯兼／出版人 中組源

太郎／淺草區淺草七軒町四番地」と出し、左上方に

「發兌書林」と右から記して、その下に「日本橋通一

丁目 須原屋茂兵衛／同 二丁目 山城屋佐兵衛／芝

三嶋町 和泉屋市兵衛／銀座四丁目 和泉屋喜太郎／

通四丁目 大和屋喜兵衛」と五軒の書肆名を掲げる。

内容は、はじめに「叙」があり、「一、此書ハ刑法

治罪法とて、先に漢文漢語を以て校正したる者あり、

然るに農工商、一目に解し難く、茲に今刑法中、違

警罪を、音と訓とを平假名入にし、假令バ賭博と云へ

バはの字の處、毆打と云バけの字の處と、いろはにて

引べし、ひたすら童蒙婦女子にも解り安からしめん事



を専らにす」と記す。次に「次目」として、㊦「い」家屋物品を毀壞たる罪、㊧同分散の際に財産を藏罪、㊨「ろ」不論罪みの者、㊩「は」賭博を爲したる者の罪、㊪同房屋を爲した罪、㊫「に」偽造貨幣紙幣の罪、といった具合に約三丁に互り内容目次を示す。4ウゝ8オ（丁付七二）は總則等の和らげ、8ウから本文が始まる。例えば「い」の冒頭は、「第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者ハ、一月以上五年以下の重禁錮に處し、二圓以上五十圓以下の罰金を附加す、因て人を死傷に致したる者ハ、毆打創傷の各本條に照し、重きに從て處断す」とある。「公布達達字辨」のところでもふれたが、明治期の漢語字引類は法令・布達の和らげ、註解に端を発する。本書も字引というよりは安直にして簡略な索引的なものであるが、その流れに立つ著作の一つであると言えよう。